

第21回 生活・ビジネスインフラWG（環境分野） 議事概要

日時：平成17年10月21日（金）15：30～16：30

会場：永田町合同庁舎 第1共用会議室

出席：鈴木主査、細田専門委員、田中室長、井上参事官、菱沼企画官、事務局

議題：経済産業省からのヒアリング及び意見交換

経済産業省 産業技術環境局 リサイクル推進課長 井内撰男氏
産業技術環境局 環境政策課環境指導室長 堀 史郎氏

鈴木主査)

- ・ 第21回生活・ビジネスインフラWG（環境分野）を開催いたします。本日は、経済産業省からのヒアリングと意見交換を行いたいと思います。産業技術環境局リサイクル推進課の井内課長にお越しいただいております。当方の問題意識については、事前に事務局よりご説明させて頂いていると思います。いわゆる環境問題に関しまして、特に、廃棄物の法制体系はどのようにあるべきかについて、経済産業省からのペーパーを頂いておりますので、これについて簡単にご説明頂いて、残りの時間で議論させて頂きたいと思います。よろしくお願い致します。なお、本日の議事概要はホームページに公開致します。

井内課長)

- ・ 経済産業省リサイクル推進課長の井内でございます。よろしくお願い致します。横におりますのが環境指導室長の堀でございます。私の方からまとめてご説明させて頂きまして、ご質問につきましては、適宜分担をして答えさせて頂きたいと思います。私共の循環型社会を巡る様々な考え方をお話しいたしまして、ご指摘を頂きたいと思います。
- ・ お手元の資料をめぐって頂きますと、循環型社会への取り組みというのがございます。基本的な考え方、また、今、特に取り組んでおります考え方、政策についてご説明をして、議論させて頂ければと思います。「1. 循環可能物を循環させるシステム形成に向けた考え方」でございますが、私共どもといたしましては、循環型社会作りというのが、この10年、15年色々と言われてきたわけでございますが、その以前から、様々な法律ができる以前から、瓶でございますとか、缶でございますとか、古紙、古着、スクラップ等々、市場で独自に回収され、リサイクルされているシステムがございまして、その後、色々な制度を作ってきたわけでございますけれども、それにあたりましては、なるべく市場メカニズム、あるいは民間の力を活かすことで社会的な効率化を図ろうということで、進めてきております。したがって、そういった場合には、それぞれの製品、業種、マーケットに応じた対応を進めなければならないということで、基本原則といたしまして、なるべくそういった民間の独自性、自立性といったものを損なわないように、

制度を作るということを考えてきております。典型的なものを申し上げますと、産業構造審議会におきまして、様々な製品分野あるいは業種におきまして、廃棄物処理・リサイクルガイドラインといったものを10数年にわたりまして作ってきております。その中で、各事業者、業界団体の自主的な取り組みを促して、それを公約としてコミットさせるという形、あるいは、それに少し強い法律といたしまして資源有効利用促進法、個別リサイクル法といった法的な枠組みを組み合わせるという形で、なるべく事業者毎、業界毎の自主性を引き出していくという考え方でやっております。例えば、自主回収がなされている古紙などでございますけれども、それ以外にも、もう少し法律的な整備によりまして、実効性を高める、あるいは、輸入品なども含めまして、負担の公平性を確保するということが必要な場合には、法律に基づきまして、リサイクルを義務付けたりしております。例えば、パソコン、あるいは二次電池でございます。また、さらに自主性では解決できないという場合には、より強い法制ということで個別のリサイクル法を定めて、例えば事業者でございますとか、自治体でございますとか、あるいは消費者、色々な主体の役割を、あるいは権利義務を規定していると、また罰則によりまして担保するというのがございます。個別リサイクル法で私共が特に関係しているものとしたしましては、容器リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法でございます。実績といたしましては、家電でございますと、年間1,000万台を超える量が回収、リサイクルされるということで、単に川下の回収、リサイクル、廃棄物にならないように回収、リサイクルするだけではなく、それを上流に持って行くという、具体的に言いますと、家電製品で回収されましたプラスチックを新しい製品、洗濯機から回収されましたプラスチックを冷蔵庫に再生プラスチックとして使うとか、有効利用も進展しつつございます。また、様々な環境に配慮した設計、解体しやすい設計をすることで、上流にフィードバックするということも行っているという認識でございます。そういった意味で、今までは、とにかく廃棄物にならないように回収、リサイクルをする、資源化をなるべくしていこうということで、量の観点を中心だっただと考えておりますが、今後の循環型社会のあり方としては、それにプラスいたしまして、どのような再生資源が出来るのか、そして、それがどのような価格、社会的コストで出来るのかという、質の観点というものを重視していく必要があるのではないかと考えております。そういった意味で、廃棄物が出てきて、それを処理するという流れを全く逆から見まして、むしろ、よりよい再生資源を得ることによって、天然資源の消費を如何に抑制するかという発想がこれから求められるというのが基本的な考えでございます。具体的な政策におとす段階では、例えば、産業構造審議会では、そういったものを考える時に、製品のライフサイクル、特に電子製品、家電等を考えておりますけれども、ライフサイクルを考えまして、例えば、そういった素材の調達、部品を作り、そして製造、流通、販売、消費、回収、リサイクル、様々な段階がございますけれども、関係する様々な主体がその製品に含まれた情報を活用して、それを共有することによって、より高度の3Rが進むと、そういう社会経

済システムに変革していく必要があるのではないかという議論を産業構造審議会でいたしました。資料にありますグリーン・マニファクチャリングを行い、それをグリーン・コンシューマーが買い、あるいは、グリーン・マーケットが評価する。これによりまして、グリーン・マニファクチャリングがエンカレッジされると、そういうグリーン・プロダクトチェーンというものを作っていく必要があるのではないかという議論をしております。もう少し申し上げますと、参考資料がございます。「グリーン・プロダクトチェーンの実現に向けて」ということで、これからは循環型社会といたしましては、ライフサイクル・シンキング、製品のライフサイクル全体を考えて、天然資源の消費を減らす、廃棄物の発生も減らす、環境負荷も下げるといって、「ゆりかごからゆりかごまで」のシステムが重要だということ。それにあたりまして、環境配慮情報をサプライチェーン、ライフサイクルの中で伝達し、共有することが重要だといったことも書いてございます。さらに参考資料の4つ目を見て頂きますと、国際整合性も、各国の規制でございますとか、あるいは、標準でございますとか、そういったものも、だんだん必要になってくるということでございます。そういったところで、環境配慮設計を如何に進めていくかという議論をしているところでございます。ちなみに、資料の次の頁を見て頂きますと、産構審で議論いたしまして、今、法令におとそうとしているものがございまして、一定の物質を指定いたしまして、一定の製品に対しまして、その物質が含まれている含有情報、どの場所にどの程度含まれているといったことを開示させる規制をしようとしております。これにつきましては、実は、規制という観点で申しますと、ヨーロッパタイプの規制でございましたら、鉛と水銀が入っていると、それは環境中に放出された場合に汚染を起こす可能性が将来的にあると、法的に規制をしようということで、含有自体を規制するという考え方があるわけでございますが、私共は、まず、環境規制として、十分な立証がされていない部分においては、その物質を管理し、それを適切に回収・リサイクルしていくということが重要ではないかという考え方をとっております。例えば、鉛ですと、単純に鉛のハンダを規制するというのがヨーロッパ的な考え方でございますけれども、そういった考え方ではなく、そういう安易な規制をいれるのではなく、むしろ、鉛のハンダを使わないために、他の稀少金属を使う、例えば、液晶に使われておりますインジウムでございますとか、そういった稀少金属に代替物質を求める場合がございますので、そうするとかえって、世界全体の資源が枯渇する、あるいは、環境保全といった観点でも、不確定要因が増えるといった考え方でございます。安易に規制を導入することについては、別の道を今取ろうとしております。

- ・ 資料に戻って頂きますと、本文の2頁でございますけれども、もう一つ、現在、世の中で騒がれております容器包装リサイクル法の見直しもやっております。ペットボトルでございますとか、ガラス瓶でございますとか、そういった容器のリサイクルを図るといって、元々、廃棄物の処分量を減らす、一般廃棄物の処分量を減らすといった観点で、資源化しようということが出来た法律でございます。その結果、かなり資源化が

進み、処分量も減り、また、容器を軽量化するといった取り組みなども進んできておりまして、それなりの効果は上がってきているわけでございます。けれども、今後の循環型社会のあり方といたしましては、如何に良い再生資源を得るかということで、これも同じように逆側から見る必要があるのではないかとということを私共としては考えております。したがって、なるべく良い品質の資源ごみを捨ててもらい、そしてそれをなるべく効率的にリサイクルをしていくというやり方が必要ではないかという考え方で統一しているということでございます。そういった意味で、これまでは、どちらかといいますと、廃棄物政策・環境規制という観点が強く捉えられていたわけですが、さらにそれに加えまして、資源政策・製品政策という観点で捉えていこうということでございます。そういった意味で個別のリサイクル法、あるいは、資源有効利用促進法によりまず指定で、様々な製品の3Rを進めておりますけれども、これをさらに他の製品にも考えていく必要があるのではないかとでございます。

- ・ 発生抑制・排出抑制に対する取り組みでございますけれども、これまで、リサイクルということで進めてきたわけでございますけれども、今後のあり方といたしましては、そもそも、そういった廃棄物の発生を抑制する、さらに排出抑制をするといったことございまして、元々、平成11年の産構審のビジョンにおきましても、平成12年に制定されました資源有効利用促進法におきましても、リデュース、リユース、リサイクルということで、もう少し上流から、資源の消費量を減らしていこうではないかということで、色々な政策を打ってきております。具体的には、法律に基づきまして、特定省資源業種、あるいは、指定再利用促進製品、これは部品のリユースなどを進めるべしという製品でございますけれども、そういった制度を通じまして、対策を講じてきているということでございます。そういったところにつきましては、製品毎、業種毎に発生抑制、あるいは、リユース部品の利用促進につきまして、事業者がそういった点に配慮していくべきということを判断の基準という形で省令等で定めまして、その遵守を求めていくということでございます。より具体的な取り組みにつきましては、事業者の判断に委ねるといった形で進めております。なるべく原材料使用の合理化を求める指定省資源化製品につきましては19品目、部品のリユースを求めるものにつきましては50品目を指定してございまして、そういった意味では、対応してきているところでございますけれども、これからは、益々、天然資源の消費を減らすという観点を重視いたしまして、ライフサイクルを考えまして、なるべく上流から対応を求めるという意味で、設計・製造段階での対応が、ますます重要になってくる。そういった意味で、個別リサイクル法においても、そういった観点を入れるとともに資源有効利用促進法をはじめとします、上流対応を強める必要があるということでございます。
- ・ それから、その次の頁でございますけれども、海外の関係についても、最近の問題意識としては強くなってきております。幾つかご質問を頂いておりますけれども、まず、パーゼル条約対象品目の我が国への輸入についてということでございますけれども、私共の関心

といたしまして、アジア各国では非常に経済成長が著しい。中国も9%以上の成長を見せているわけでございまして、その中で、資源消費も増大しておりますが、一方、廃棄物も大量に発生しております。そういった中で、リサイクル工場も出来てはおりますけれども、インフォーマルセクターによりますリサイクルもかなりまだ動いておりまして、環境汚染が広がっていると。例えば中国では、安い人件費で、選別をしたりリサイクルをしたりしているわけでございますが、日本をはじめといたしまして、世界から入った配電線を、被覆の部分でございまして、それを手で分離したり、簡単に機械で分離したりということをやったりしておりますし、また、パソコンの中に入っているプリント基板のようなものをリサイクルするわけでございますが、例えば鉛のハンダをガスバーナーで溶かしてチップを取っているとか、あるいは、チップを取った後の残渣につきましては、畑に捨てているとか、そういった意味で、アジアでかなり環境汚染が問題になっております。しかしながら、こういったものの処理につきましては、基本的にはバーゼル条約で移動が規制されているわけでございます。バーゼル条約の実績といたしましては、有害廃棄物の輸出入につきましては、かなり限定的でございます。鉄屑のように、かなり国際貿易商品になっているものは別でございますが、そういったものと比べますと低量の輸出入しかないということで、スクラップ系が数十万トン単位で毎年貿易がされるようになっておりますが、それに対しまして、バーゼル対象品目につきましては、数百トンないし数千トンというオーダーでございます。もちろん、こういったものについては、適正な規制が必要なわけでございますが、中には稀少金属を含んでいるものもあるということでございます。輸入の方がむしろ適正処理という意味ではいいわけでございますけれども、海外の例えば電子部品の工場から、現地で処理できないようなものを日本で処理して貴金属を回収するそういったビジネスモデルと申しますが、そういう処理をせざるを得ない実態もございまして、そういったものが日本に輸入されているわけでございます。銀や銅を含む汚泥でございますとか、プリント基板の屑でございますとか、そういったものが輸入されております。そういったものを、日本の場合、先程のような中国のインフォーマルセクターとは違いまして、かなり立派な産業に育ちつつございます。廃棄物処理業からリサイクルに進出しているものもございまして、セメント、非鉄金属、鉄鋼、化学といった動脈の大企業が、かなり参入しております。それらは、インフラも技術も、かなりしっかりしているということでございまして、そういった廃基盤とか、そういったものから十数種類の金属を回収するといったこともできるわけでございます。排ガス、排水につきましても、かなり高度な処理が行われているということでございます。そういった意味で日本に持ってくれば安心してリサイクル処理できるということになってきております。そういった中で、私共が産業構造審議会に議論をお願いいたしまして、アジア全体で循環型経済社会圏を目指す必要があるのではないかという構想を出しております。今申し上げましたように、各国、廃棄物が増え、リサイクルも進みつつございますけれども、かなり違いがございます。そういった意味で、

基本は各国単位で循環型経済社会を作るということでございまして、そのために日本として協力することもあるわけございけども、同時に一国単位ではなかなか有効利用ができない、あるいは処理ができないものにつきましては、適正な循環システムを国を超えて構築していく必要があるのではないかと、そういう報告を頂き、政策的な考え方をとっているわけでございます。それによりまして、アジア域内全体での有効利用を高めに行く必要があるだろうということでございます。いずれにしましても、経済原則だけでもを動かして、広域のリサイクルをするというのはよろしくない、環境汚染の防止をするのが、大前提ではございませけれども、その上に立って広域のリサイクルをどう考えるのかというのが必要ではないかというように思っております。その際に、相手国におきまして、適正処理が行えるかどうかといった確認ができるようなトレーサビリティというものがキーポイントではないかと私共では考えております。そういったものを確保しながら、各国の発展段階の相違を、いい意味で活用して広域のリサイクルをする、そして必要に応じて、日本が各国で処理できない廃棄物も引き受けて、高度な技術とインフラで資源の回収などしていくといったことがあるのではないかとということでございます。参考資料を見て頂きますと、今申し上げたようなことが、少し詳しく書いてございまして、持続可能なアジア循環型社会圏を作ろうということございまして、先程申し上げましたように、それぞれの国の中に循環型社会を作るのが基本であると言いつつ、例えばコピー機メーカーなどもやっておりますけども、アジアのどこかに拠点を作りまして、きちっとそのメーカーが管理した形で、各国から回収をして、リサイクルなりリユースをして、また、さらに再生機として出荷していくという、クローズドで管理された資源循環のネットワークというものを、むしろこれから推進すべきであって、一方、例えば、プラスチック屑の取引でございませとか、金属の雑品の取引でございませとか、ともしますと、環境汚染を相手国で引き起こすような、ごみが混じるようなものがございませ。そういったものにつきましては、むしろ、水際できちんと管理をする、規制をきちんと実行するということが、重要ではないか。そういったメリハリの効いた規制の在り方というものが、水際の規制については必要ではないかという考え方をとっております。

- 資料に戻って頂きますと、バーゼル条約の運用実態につきましては、各国、バーゼル条約を国内法に落とすということで、独自に国内法を定める場合がございます。その場合、それぞれの国の国内法が少しずつ違っていると、さらに越境移動の対象の物品そのもののリストが解釈によって違っていると、そういったことで判断が異なる場合があるようでございます。ある国では対象外であると、だからそういった規制はいらないと判断された場合でも、もう一方の国で対象であるということになりますと、結局、越境移動ができないという形で、企業がその狭間に落ちてしまう、そして断念してしまうというケースをあるやに聞いております。特に、ある場合では、アジア各国から日本に持ち込む、先程のように、現地の工場で出てきた廃棄物は、現地で怖くて処理の委託ができないと

いう場合もあるようでございまして、できれば日本に持ち帰ってちゃんとした処理企業、あるいは、リサイクル企業で処理したい場合においても、相手国において、なかなか、当局の判断を得られないといったことで断念してしまう場合とか、相手国の当局から説明資料を非常に多く要求されて負担が大きいとか、結局そういう形で時間と労力がかかってしまううちに、状況が変わってしまったとか、そういうケースもあるやに聞いております。そういった意味で、こういう国際的な移動を適正かつ円滑に行うという意味では、各国間の情報交換スキームでございまして、あるいは、担当当局間の制度の整合性といったものを、ますます確保していくことが重要になってくるのではないかというように認識をしております。

- ・ 以上、申し上げましたように、国内につきましては、これから廃棄物政策に加えまして、資源政策的な観点、製品政策的な観点といったものが、段々と融合していく必要があるかというふうに認識をしております。それから、国際的な観点につきましても、バーゼル条約、あるいは、その他の法令の水際運用につきまして、国際的な整合性を取りつつ、円滑な運用をして頂くとともに、締めるべき所については、むしろ、規制をきちっと実施して頂くというのが重要ではないかというのが私共の現在の考え方でございます。以上でございます。

鈴木主査)

- ・ ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思います。

細田専門委員)

- ・ それでは、幾つかご質問をさせて頂きたいと思います。自主的な取り組みによって、循環型社会が形成されるのが良いことは間違いないと思うんですが、実際にそうやろうと思っても、現行の法律では妨げられることが多々見受けられると思います。例えば、廃棄物の定義、それから、一廃・産廃の区別、これは環境省の所管ですけども、通達によれば、排出された時点で廃棄物かどうか判断することはできないというのが、その通達が良いかどうかは別として、そういう解釈が一般に受け入れられてきた、総合的に判断する。水戸地裁判決も実は総合的に判断した結果、逆有償でも資源と見なしうることだと思うのですが、ところが現実の行政では、その時点で、排出された時点で、廃棄物かどうかを定めている。有償か逆有償かということで決めている。したがって、これがある限り、例えば、逆有償でも、一定の企業の努力によって、資源に変えられるものが、廃棄物とみなされるとことによって、施設の許可、あるいは、業の許可をとりなさいということになっている。この点について、経済産業省の基本的なスタンスをお聞かせ頂きたいと思います。

井内課長)

- ・ 私共は元々、廃棄物を如何に減らすか、処分量を減らすかということで、経済産業省と

しても、産業を所管する立場、あるいは、資源政策を所管する立場で、リサイクルということをやってきたわけでございますけども、先程申し上げましたように、かなりそのような取り組みが進んだ現時点におきまして考えた場合に、発想を変えていく必要があるのではないかと考えております。そういった意味で、最終的に資源化されるという取り組みを、世の中全体として促進していく必要があると思っております。そういった意味で、私共といたしましては、総合的に判断するという考え方を、ある意味では、政策的な方向性としては分かりやすいと思っております。それが、現実に法律を運用する当局として、どのように出来るのかといったところは、難しい問題もあろうかと思っておりますので、そこについては、個別の運用も含めまして、担当省庁の方でかなり苦労して運用しているやには聞いております。ただ、他方で企業サイドとしても色々制約を受けて困っているという声も聞いてはおりますけども、それは、通常の動脈の物資などとは、違った側面もあると思っておりますので、なかなかクリアカットにこうすればよい、ということではないのだろうと思っております。ただ、なるべく柔軟性を高めてもらいたいという考え方は持っております、環境省でも色々な制度は設けたりしてきておりますので、なるべくそれを円滑に運用していくというように思っております。

細田専門委員)

- ・ それと関連するのが、一廃・産廃の区別と、明らかに時代遅れになってしまった産廃の業種指定、例えば、動植物残渣や木くずなどが典型的なもので、産業活動から出ても一般廃棄物になってしまっている。それが、実は一般廃棄物としてほとんど処理できない。こういう状況で、先程の自主的な取り組みを企業に求めても、実は、もう企業が動けないということもあるのではないかとと思うのですが、そのあたりを環境省と議論されたことはございますか。

井内課長)

- ・ 木製のパレットにつきまして、環境省の方で省令の改正をした際に、現場がかなり混乱する恐れがあるという産業界の声がございましたので、あまり実態を踏まえない形で、ある意味では杓子定規で各自治体が判断してしまいますと、結果的に処理ができなくなる、リサイクルができなくなるという実態が生じる可能性があるということで、環境省とも色々ご相談をしまして、現場が混乱しないように自治体に対しても色々通知を出して頂いたりしたことはございます。全ての品目についてやるというわけではございませんで、特に私共の関係業界からも、かなり声がありました木製パレットについては、そういう運用をしてもらうようにはいたしました。

細田専門委員)

- ・ 私が今の一連の質問をさせて頂いたのは、先程、経済産業省は、なるべく企業の自主的

な取り組みによって、循環型社会を形成するようにもっていきたい、私は大賛成ですが、その時に、国は循環基本計画で3つの指標、インプット、スループット、アウトプットを出しておりますが、ところがそれを実現する手段というのを何も国は提示していない。それどころか、今申し上げたような制約・規制があるために、3つの指標を出しても、グランドデザインはないし、制約ばかりある。実際、経済主体が循環型社会を作ろうと思っても難しい面があると思います。これは是非、環境省と共同で討議して頂きながら、クリアする条件を設定して頂きたいと思うのですが、如何ですか。そのような方向性はあるのでしょうか。

井内課長)

- ・ 先程申し上げましたような、ある意味では新しい政策の考え方、循環型社会のあり方を議論するにあたりましては、環境省にも審議会にオブザーバーとして参加してもらって、なるべく共通の考え方を、同じ考え方を共有してもらえような仕組みを考えてきております。また、日々、問題が生じた時には情報交換をしてきております。ただ、循環型社会形成基本計画の数字の実現という点については、今のところはしておりませんが、私共としては、所管している産業界を中心として、あるいは、その周辺、関連の業界を含めまして、なるべく実施に向けて努力してもらうように、例えば処分量の削減などにつきましては、産業界に広く呼びかけまして、前倒しで実現するような取り組みをしてきております。その中で、個別に不合理ではないか、例えば動脈の生産工程の中で処理されるものについては、もう少し規制はいらぬのではないかとか、個別の問題でございましたら相談に行って、柔軟な運用をお願いしたりはしております。

細田専門委員)

- ・ もう少し、具体的な事を教えて頂きたいのですが、資源有効利用促進法、これは企業の自主的な取り組みの中で循環型社会を築くという優れた法律であると思っておりますが、ただ、それをやる場合に色々な制約がある中で、廃棄物処理法に対する配慮規定、これを具体的にどの程度有効に作用しているとお考えでしょうか。

井内課長)

- ・ 資源有効利用促進法自体が、幅広く上流対策も含めた包括的な法律になっております。その分、措置といたしましても、あまり厳しい措置を取るということはなく、経済の実態に合わせながら、規制を活用出来るような形になっておりまして、廃棄物処理法との関係におきましても、明確に何か特例措置があるとかそういう形にはなっていないわけでございます。配慮規定につきましても、必ずしも機能していない面は、正直申し上げてあると思います。

細田専門委員)

- ・ 配慮するということがあったので、期待はしていたのですが、実際はあまり機能していないと理解してよいですね。

井内課長)

- ・ 残念ながら今ここで、こういう機能はしているということを申し上げられる状況ではございません。ただ、資源有効利用促進法に基づきまして、その法令を活用いたしまして、自動車のバッテリーについての回収・リサイクルの義務化をしようとしておりますけれども、そういった過程におきましても廃棄物処理法上無理なく、位置付けられるというように、細かいレベルで環境省との協議は密接に行いつつ進めていることは確かでございます。ただ、法令全体を変えるとか、何か規定を変えるとかということではございません。

細田専門委員)

- ・ 例えば、産廃・一廃の同一性状物に関しては、施設の許可が不要になる場合がある。ところが業の許可に関しては、そういう規定はなくて、結局、施設の許可をもらっても、業の許可がおりないと、実際には、同一性状物に関してもものが動かない。その点について、経済産業省として、環境省に対してこれを改めるとか、そういう見解はお持ちでしょうか。

井内課長)

- ・ 色々リサイクル法をこれまでも作ってまいりましたけども、その過程で、そこまでそういった廃棄物処理法との折り合いというものを付けられるのかというのは、その都度、してきたという経緯はあったと聞いておりますが、その結果として、業許可までは不要にしようというところで最終的に落ち着いたと理解しております。したがって、そこを今動かすだけのモメンタムとか、大きな要望がどの程度あるかといったところにかかるのかなと思っておりまして、少なくとも、今、何か具体的なアクションがあるというわけではございません。

細田専門委員)

- ・ ズバリ聞いてしまいますと、今の産廃と一廃の区別を経済産業省は、どう受け止められているのか、どういう制約があるとお感じになっているのか。多分全く、これでいいと思ってられないと思うのですが。

井内課長)

- ・ 個別には先程の木製パレットの例もございますように、矛盾と言いますか、現場で運用

が実態に合わない、逆に言いますと、実態に合わせて運用すると、必ずしも法令に整合しないという面がでてきているのは確かかもしれませんが、大きく言いますと、廃棄物全体をマスで捉えるという観点で言いますと、それが引き続き重要な観点なのではないかと思えます。と言いますのは、産業廃棄物はかなり量的に多いものでございますから、それを如何に処理するかという観点で言いますと、それはそれで必要な視点なのかもしれないなと思えます。ただし、細部につきましては、具体的に見ていきますと、やはり、先程のような、混乱するような事態がでてきておりますので、そこをどう手直ししていただけるか、あるいは、もう少し大きな議論までしないといけないのかということころは、今後の議論ではないかと思えます。ただ、いずれにしても、マスで捉える視点というのは、如何に質を重視する社会になっても、引き続き必要であることは間違いないのではないかと思えます。また、大括りで産廃を定義して捉えるという考え方自体は、まだ、有効ではないかと思えます。

細田専門委員)

- ・ もちろん、建設汚泥と家庭系のごみが一緒になるはずはないわけで、その辺は私も心得ておりますが、あまりにも今の恣意的な区分によって、恐らく産業界も真面目にやろうと思うと困ってしまう状況だと思う。ですから先程のような質問をさせて頂きました。
- ・ それから、バーゼルに関しまして、これは国際法がある以上、遵守しなくてはいけないのは当たり前なのですが、ところで、再生利用認定制度を利用しようと思うとバーゼル対象物というのは対象外となっている。その点について、経済産業省のお考え、つまり、バーゼル法というのは、あるものが国外に行った時にどういう環境的負荷をかけるかという問題で、例えば、基盤類だと思いますが、基盤類はプラスチックの中に一定の鉛とか、それ以外の金属が混ざっていますから、確実にバーゼル対象品目になると思いますが、これは再生利用認定にはならない。国内では、御省の資料にもありますように非鉄金属に持っていけば、完璧にリサイクルされるわけです。にもかかわらず、これが再生利用認定にならない。一方で肉骨粉みたいなものが、これは海外に輸出できないのに、バーゼル対象品目ではないという理由だけで、再生利用認定になっている。こういう矛盾というのは、環境省マターかもしれないが、経済産業省としてやはり、資源循環政策をされる場合、これから戦略にもなると思うのですが、非常にまずいのではないのでしょうか。

井内課長)

- ・ そういった意味では、国際的な資源循環というのは、特にこの2, 3年、量的にも、あるいは、イシューとしても、大きくなった話だろうと思っています。それまでの間、そういったものにつきましては、古紙でございますとか、あるいは、鉄スクラップでございますとか、かなり長年にわたりまして、貿易取引が行われていた商品、それがメイン

でしたが、最近、基盤類でございますとか、そういう別のモデルの循環が起きているのは確かだろうと思います。そういった意味で、水際の問題と国内の問題をどう整合させるかというのが、これからの大きな課題になるとの認識は持っております。実は、今の問題と直接は関係ありませんが、容器包装リサイクル法でも、市町村が集めたペットボトルが海外に売られて、その分国内のリサイクル施設をせっかく整備したのに、十分に回って来ないという問題が起こっております、国内の取引と海外の取引をどう整合化させるのかというのが、なかなかクリアカットに答えが出てきていない話でございます。今のお話で申しますと、リサイクルを進めるという観点では、なるべく基盤類の処理も、海外になかなか安全使用できないという実態がございますので、そういった意味では国内でも円滑にリサイクルできるように、改善されるのであれば、一歩前進の面はあるかと思っております。具体的な案件を承知しているわけではございませんので、一般論に止めさせて頂きたいと思っております。

細田専門委員)

- ・ 是非その点は、お考え頂きたい。バーゼル対象品目は再生利用認定制度の対象外というのは、理解し難い。その点は、経済産業省でお考え頂きたい。あるいは、環境省と協議して、何故このような不合理な制度があるのかということを是非ご検討頂きたい。そうしないと結局、企業が広域に集めて再生しようと思ってもできない。しょうがないから、特区を使おうとか、要するに、今の制度はなるべく例外の方に追い込んでいって循環型社会を作ろうという仕組みになっている。制約条件があるために。これだと真面目な企業というのは、もちろん、ある程度のタガがないと不正というのは起こってしまうので、一定の条件は必要かと思いますが、あまりにも歪んでいて、これから、ますます日本国内で再生利用していかないといけないのに、そのいう妨げがある。是非その点は環境省と共同でご議論頂きたい。資源循環の戦略は、恐らく経済産業省の管轄だと認識しています。一方で、バーゼルとか、経済産業省もやってるかと思いますが、環境省のマスターでもあるので、やはり両省がご議論頂く方がいいと私は思うのですが。是非、お願いしたいと思っております。
- ・ それから、もう一つ、常々不思議に思っているのですが、どうしてもっと、日本の側に、例えば、ベリリウムとか、バーゼル対象品目ですが、日本で時々輸入していますが、もう少し、そういう輸入があってもいいのではないかと思うのですが。というのは、日本の然るべき循環業者というのは非常に優れておるわけで、特に非鉄精錬なんかは非常に優れたリサイクルをしますし、もっと輸入する、受け入れるというのがあってよいのではないかと思うのですが、あまり伸びてはいない。何か制約的な条件があるのではないかと推測するのですが、その辺は何かございませんか。

井内課長)

- ・ 日本サイドのパーゼルの手続きにつきましては、かなり迅速化が進んでおりまして、半年程度かかっていたものが2か月位で手続きが済むようにするなど、色々な産業界からの要望を受けまして、手続きの緩和なり円滑化というのを進めてきております。環境省と当省でパーゼル法を共管しておりますので、このようなことは進めてきております。ただ、もっと早くしてくれという要望があるかもしれません。もう一つは、相手国サイドでなかなか廃棄物を出さしてくれない面もあるやに聞いております。これは産業界の方に聞いても、担当官が少ないとか、あるいは、手続きを面倒であるなど、相手国側にも表に出にくい事情があるということで、許可が下りないという場合もあるやに聞いております。また、単にスローだからビジネスチャンスを逃す場合もあるやに聞いております。

細田専門委員)

- ・ 最後の質問ですが、御省の直接的な問題ではないのですが、やはり、一連の循環政策を考えた時に、障害となってくるものが建築基準法の51条問題だと思います。リサイクル施設というものが、清掃工場と同じような位置付けになっているために、51条の特殊建築物ということで地方都市計画審議会に諮らないといけない。都計審は、場所によっても違うと思いますが、年に数回、というところもある。そこで、例えば、資源循環のためにプラスチックのペールをかけると、梱包設備を作るという場合、それも、何故が都計審の対象になってしまう。都計審に出すと、数十件の案件が待っていて、いつ回ってくるか分からないと言われる。さらにそれに対して、アセスをすとかいうことで、コンサルを使って膨大なお金を使うと、それが裏のお金になっているという話も聞くわけです。規制緩和の中で、工場等制限法というものはなくなったので、そういう意味で無駄なタガが外れたと思うのですが、リサイクル施設は、逆有償の場合は、業の許可、施設の許可が必要な対象物になりますので、これは都道府県保健所設置市の許可で十分であるはずなのに、こういう制約があるということについて、御省のお考えをお聞きしたい。

井内課長)

- ・ その点につきましては、幾つかそういった声を聞いております。元々、リサイクルと言いましても、初期の段階では、ごみ処理に近い部分もあったかと思えますけれども、この十年位で、リサイクル工場と言いましても、迷惑処理施設的なものではなく、通常の工場に近いものに段々なってきたかと思えますので、そういう意味で、実態をより見た運用にして頂ける方が、リサイクルが進みやすいのは確かだと思います。他方で、恐らく都計審にかけるということで、周辺住民の観点とか色々あるかと思えますが、私共の政策分野では、なかなか価値判断が難しい分野でございまして、それぞれの政策

担当省庁が、かなり積み上げてきた部分、あるいは、運用としてどこまで緩められるかというところを、規制としてどこまで緩められるかといったところを色々探ってきた部分だと思しますので、あまりアバウトにこうすべきだと言うことを、なかなか申し上げにくいところがございます。リサイクルを進める立場からは円滑にして頂けるとありがたいという一般論を申し上げられますし、例えば、今おっしゃった様な建設をするかしないかという問題と、その中の運用を変えるか変えないか、確かに伺ってみますとそういったところでももう少し柔軟な対応があってもいいのかなという気がいたしますが、そこは、ちょっとそれぞれの価値判断でどこまで許されるのかというところは、具体的に私共として、アイデアがあるわけではございません。

細田専門委員)

- ・ 良いか悪いかは別として、一つの参考意見ですが、アスファルト、コンクリートのリサイクルは非常に進んだわけで、90パーセント以上リサイクルされていますが、何故進んだかということ、国土交通省がクラッシャープラントを全国に指導して作らせた。これによって、細かく砕いて採石をとって、川砂利がなくても、それをリサイクルすることによって、今市場性がありますから、循環型社会ができたという非常に良い例なんです。ところが、これは何故か、クラッシャープラントは建築基準法51条の特殊建築物にならない。これは良い方向に進んだからよいのですが、省庁の解釈によってあることがOKとなったり、都計審の対象とならなかったりするの、極めて恣意的で、省庁の解釈が規制が歪んでくる例ではないかと思えます。そういうことがあることも、この際、ご理解頂ければと思えます。

鈴木主査)

- ・ これまでの話を聞いておきますと、要するに、いささか環境省と経済産業省との間で、廃棄物に対するスタンスがいささか異なるという感じがします。簡単に言ってしまうと、環境省は、ごみというのは不法投棄されないように、とにかく捨ててしまえという原則に立ってものを考えているのではないかと。経済産業省は、資源として使えるものは、なるべく使えるようにして、どうしようもないものは、確実に処理しようというスタンスに立っておられる。循環型社会形成推進基本法というのが、まさにその精神を持っているのだから、私は、御省の方が正しいと思う。そうはいうけれども、さっき細田先生がおっしゃったように、既存のごみは捨てるものという前提で作っている法律に不具合があるならば、例えば定義、区分の問題について不具合があるならば、体系全体の見直しというのを、やっぱりすべきだと思う。環境省もリサイクルは頭がない、捨てるだけと言うとは思えない。もし、両省の考え方に差があるのならば、やはり一つの協議をオフィシャルなものとして、例えば、産構審にお呼びするだとか、中環審に行って聞いてくるだとか、そういうものではなく、オフィシャルな形で両者及びその他関係する省庁、

国土交通省、農水省も入れて、協議の場を持って、基本方針は基本法の中に書いてあるのだから、その基本法に従うのは環境省といえども当然であり、今後の廃棄物の処理に対する基本的な考え方、そしてその方法の検討をやらしてもらわないと、いつまでも解決しないまま進んでいくのではないかと思うので、そういうことを御省にも要請したいし、環境省にも強く要請する考えでいる。これに対して、御省は同意されるのか、それとも、霞ヶ関特有の他人の畑には入らないというお考えなのか、そこはどうなのでしょう。

井内課長)

- ・ 他省の政策について、意見を言わないということではないのですが、二つございます。一つは、環境省が進めている政策と私共が進めている政策は、見方は違いますけれども、方向性はオーバーラップする部分もございます。環境省も3Rということで、リサイクルを含めて資源化を進める方向で段々変わってきて、政策シフトをしております。私共の方も、リサイクルを進めつつ、例えば、不法投棄については、最終的には排出者の責任を問われるということもありまして、産業界に対してそういう取り組みを求める政策をするとか、そういう意味でかなりオーバーラップがされております。ただ、先程申し上げましたように、また、おっしゃいましたように、廃棄物として見るのか、あるいは、資源化可能なものとして見るかによって、角度がかなり違うと思います。そこが、連続的に変わる部分とか、事業者によって違う部分がございますので、そこをクリアカットにできるのかということころは、正直申しまして、自信はございません。個別分野で調整が必要となっていることは確かだとは思いますが、定義や区分をそう簡単に見直してよいのかといったところは、私共では、正直言いましてよく分からないところがございます。したがいまして、もう少し、きめ細やかな議論が必要ではないかという感じがいたします。それから、他省庁との関係で申しますと、例えば、食品リサイクル法というのもございます。これについては、農水省が中心的に運用しておりますし、建設リサイクル法でありましたら国土交通省でございます。実を言いますと、廃棄物全体のウェイトで言いますとそちらの方がかなり大きいというのが確かでございます。先程もうしあげましたように発生量をどう処理するかということで、マスで捉える視点というのは引き続き必要でございますので、私共も資源という観点で言っておりますけれども、担当している分野としては、あまり大きくないというところがございます。例えば、内閣府なりでそういう議論をされるということでありましたら、私共は先程申し上げましたように色々なことを考えておりますので、私共の立場で申し上げることはありますけれども、なかなか私共がメジャーシェアを持っている分野ではないんだということは、ご理解頂きたいと思っております。

細田専門委員)

- ・ ただ、企業にEPRをかけると、その場合、より上流の排出者に責任をかける。例えば、

J Tでたばこの葉っぱを捨てようとする、動植物残渣の指定がありませんから一般廃棄物になってしまう。J Tから出てくるたばこの葉の残渣を一般廃棄物で処理できるわけがない。市町村が受けるわけがないし、普通の一般廃棄物業者はできない。そうするとおかしなことが起こって、許可がないのに産業廃棄物業者が処理する。そういうことは、現実に産業界が困っているのではないかと思います。E P Rというのは必要だと思いますが、それを言うのであれば、御省のシェアが小さくても、やはり、御省なり環境省なりが検討して頂かないと、真面目な業者が困ってしまう。循環に資することが分かっているながら、産業者が手を付けられないとか、そういう現実がある。一番困るのは下々の人達である。霞ヶ関は困らない。そのところは、資源循環は重要ですし、適正処理の立場も重要なので、個別に問題となっているものを洗い出して頂いて、そろそろ両省が検討する会や場があってもいいのではないかと思います。

井内課長)

- ・ 確かに産業界でそういう問題や苦勞があるやには聞いております。ただ、例えば、先程のJ Tの話で申し上げますと、私共の所管業種でもなく、そのたばこの葉を、バイオマスとして捉えるというのであれば農水省で中心的にやっておられるということで、必ずしもこの分野について、3 Rを進めてという意味で産業界を多く所管しておりますので、音頭をとっている面はございますけれども、法律上の位置付けや量で申し上げますと、必ずしもメジャープレーヤーではないということをご理解頂きたいということをお願いいたします。他の省庁も恐らく色々な声を聞いていると思いますので、むしろそういったところも聞いて頂いた方がいいのかなと思います。

鈴木主査)

- ・ そういう見直しの必要性というのは、例えば、環境省以外の省庁、国交省や農水省はどのような考え方を持っているのか、参考までに教えて頂きたい。

井内課長)

- ・ 国交省はあまり聞いたことはないのですが、農水省はバイオマスを進めようということで、食品リサイクルをやっておられるので、そこは現場でお困りのことはあろうかと思いますが、正直申し上げて詳細には聞いておりません。食品リサイクルにつきましても、農水省がメインで環境省と共同で運用している面がございますので、具体的にはわかりませんが、恐らく似たようなことは起こっているのだらうとは思いますが。

細田専門委員)

- ・ 各省において法律を持っており、インターフェースが必ず出てくると思います。産業者というのは、経済産業省の所管のものだけを動かすというわけではなくて、色々なも

のを動かしますから、そういう所で協議とか何かされるというのは、これまで、あったのですか。

井内課長)

- ・ 常設的に何かあるということはありませんけども、問題が起きましたら、それぞれの省庁と協議して対策を取るということは随時やっております。ただ、個別法ができて、その分野では権限関係がはっきりしております。権限イコール責任でございますので、その責任についてはそれぞれの省庁で取っていくということになりました。ただ、法律でカバーされない分野で問題が起きました時には、当然、随時協議はしております。最近はむしろ、そういうものと同時に、それぞれが前向きな政策を取るときに連携を取ろうということで、例えば、国土交通省でしたら、港湾をリサイクルポートと称して廃棄物の処理・リサイクルをする拠点、あるいは、海外と出し入れする時の拠点として整備しようという政策を進めておりまして、私共がやっているエコタウンというリサイクル施設を中核として支援して一定の地域を循環型にしようという構想でございますけれども、それとの連携ができないかという議論をしたり、連携型を重視しているのが実情でございます。

鈴木主査)

- ・ 例えば、中央環境審議会で決める事と、産業構造審議会で決める事が矛盾するということとは起こってないですか。

井内課長)

- ・ 例えば、一つの法律を作る、あるいは、法律を改正するといった時に、それぞれの審議会が違った答申を出すということがございます。ただ、最終的には政府として、それぞれの考え方の調整をいたしますので、それぞれが責任を持ってやるということでございます。ただ、法律の運用につきましては、例えば、自動車リサイクル法などは合同の審議会をやっております。あるいは自動車バッテリーにつきましては、審議会をやりましたけど、これは方向性の違いがなかったということがございましたけれども、中環審と産構審と合同で審議をいたしまして、合同の答申を出したことがございます。そこはケースバイケースです。

鈴木主査)

- ・ 各省庁固有の問題は別として、そうではない各省庁共通の問題は、それぞれバッティングしないように、例えば二つの部会というものを合同部会にして決めるというような仕組みは考えられないのですか。

井内課長)

- ・ 現在、容器包装リサイクル法につきまして、見直しをやっておりまして、これは、中環審と産構審でそれぞれ審議をしておりますが、相互の事務局が先方の審議会にオブザーバーで参加するという形をとるとともに、関係者のヒアリングを合同で行う、あるいは、合同審議を開いて論点整理をすとかといったことはやっております。ただ、それぞれに審議会の背景にあります政策が違ふところもあり、関心度の大きさが違ふことでもありますので、平行審議をしつつ合同で論点整理をするという形で連携し調整を図っているという状況でございます。

鈴木主査)

- ・ 私共の年末答申は、今の法体系の下では、細田専門委員がおっしゃったような不具合が起こっており、そのような問題を解決するためには、例えば、廃棄物の定義や区分を改める必要があるのではないか、これについて関係する省庁が早急に協議をして、成案を得るべきであるというイメージを考えています。

井内課長)

- ・ 各省それぞれ政策分野を持っておりますので、関係省庁で協議してということになりますと、なかなか難しい面もあるかもしれないなという気もいたします。

鈴木主査)

- ・ 他省は侵さずという考え方で、問題は起こっても仕方がないというのではいけない。環境省と話合って、今言ったような検討体制の中に入ってきてもらうという方向で、我々としては全力を尽くしますが、少なくとも、経産省はそのような事に対して、積極的に参加されるというように、私は理解しておいてよろしいですね。

井内課長)

- ・ 私共の立場として、申し上げられる範囲の事は申し上げるつもりでございます。

鈴木主査)

- ・ マイナープレーヤーだからということはずいぶん、マイナープレーヤーだって、大きな視点を持っていれば、全体に対して大きく発言すればよいことではないか。廃棄物を出す量や扱う量が少ないからといって、小さくなっている必要はないと思います。

井内課長)

- ・ ものの考え方、あるいは、自分たちの分野で考えられることにつきまして、応分の貢献はさせて頂くということだろうと思います。

鈴木主査)

- ・ 議論を引っ張って行くようなエネルギーを持って下さい。

細田専門委員)

- ・ 一つだけ確認させて下さい。二次電池の場合、これの回収システムはどのような法の裏付けがあるのか。業の許可等々に関しては、広域認定等を活用しているのですか。

井内課長)

- ・ 広域認定制度です。

細田専門委員)

- ・ 分かりました。ありがとうございます。

鈴木主査)

- ・ 先程、私が申し上げましたようなことが年末答申のイメージです。色々な意見、他省の縄張りを侵すなというような意見をお持ちの方がおられると思いますが、我々は先程の答申のイメージで進めていきますので、よろしく協力をお願いしたい。経産省は異存はない、それから、マイナープレーヤーだからといって小さな顔はしないと私は承ったということで、終わりたいと思います。本日はどうもありがとうございました。